京都市建設局所管の都市公園内における防犯カメラの設置許可基準

公園は幅広い機能と役割を持つ貴重なオープンスペースであり、公園施設の設置は、公園の利用及び管理上必要なもの若しくはその機能を増進させるものに限り認められる。

公園内の防犯カメラについて、一定の要件を満たすものは都市公園の安心・安全な利用環境の保全に寄与することから、都市公園法施行令第５条第７項で定める管理施設の「その他これらに類するもの」に該当し、設置を許可することができるものとし、その設置許可基準について、京都市建設局所管の都市公園における公園施設の設置又は管理の許可に関する基準に定めるもののほか、下記のとおり定めるものである。

記

防犯カメラの設置については、以下の要件を全て満たすものに限り、許可することができる。

１　公園における犯罪の抑止等、安心・安全な利用環境を保つ目的で設置するものであること。

２　京都府の「防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」（平成１８年１２月策定）の内容に適合していること。

３　設置者は、その公園のある地域の自治連合会・町内会等の団体若しくは行政機関であること。

４　当該公園内の町内及び公園外で設置箇所に隣接する町内について、設置に係る町内会の同意があること。

　また、公園愛護協力会が結成されている公園については、同会の同意が得られること。

５　設置に当たっては、原則として当該カメラ専用の柱を新設すること。設置物については、風圧その他の外力に対して十分な強度を有する構造であること。

６　設置、維持管理、撤去等に要する一切の費用は設置者が負担すること。

７　防犯カメラに係る維持管理や事故等の対応は、設置者が責任を持って行うこと。

附　則

この基準は、平成２４年１１月２９日から施行する。

附　則

この改正は、令和４年３月１５日から施行する。

附　則

この改正は、令和６年９月６日から施行する。